

平成 15 年 4 月 7 日
水産庁 境港漁業調整事務所

韓国漁船による不法設置漁具の押収について

1. 水産庁漁業取締船「海鳳丸」は、4月6日に島根県浜田港の北沖約11.4Kmの日韓暫定水域に隣接する我が国排他的経済水域に、韓国漁船によって設置された不法漁具を発見し、米子簡易裁判所から「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（略称：漁業主権法）」の無許可操業違反で差押許可状の発付（本年6件目）を受け、漁業取締船「海鳳丸」により、同日中に漁具の押収を行った。

押収した漁具は、バイ貝を漁獲するための籠473個、幹縄4,229m、籠にはバイ貝約20kgが入っていた。バイ貝については、生存しており、資源保護のため海中に戻した。

2. 韓国バイ籠漁船は、押収海域に隣接する日韓暫定水域で漁業取締船の行動を警戒しながら我が国排他的経済水域に接するように操業を行っている。

今回押収した漁具のブイ位置は、日韓暫定水域線から400m程度のところであったが、海底に設置されていた漁具は、日本側に深く入り込む形で入れられており、漁具の末端は切断状態で終了した。

なお、本日、漁具を境港に陸揚げして、竹内団地の野積場に移送した。

（今回の漁具押収量・漁獲物量）

バイ籠 473個、 同用ロープ 約4.2km

バイ貝 約20kg 漁獲物は資源保護のために全て海中へ戻した。

問合せ先： 水産庁 境港漁業調整事務所
電 話： 0859-44-3681
担当者： 小 谷

注：押収漁具の撮影・取材可能です。

参 考

(累計押収量：日韓漁業協定発効以降)

平成15年4月7日現在

年次	件数	底刺網	カニ籠	バイ籠	アナゴ籠
11	2	44 km	0個	17個	0個
12	3	0	85	275	0
13	6	39	335	0	0
14	11	180	1754	0	0
15	6	100	100	563	253
計	28	363	2274	855	253